

令和2年度 P T A本部活動報告書

月	単P活動実績	その他地域活動実績
6	3日 } 9日 } 新年度活動準備 16日 } 20日 } P T A定期総会資料印刷、綴じ込み 22日 } 委任状回収 24日 } 個票まとめ 25日 } 30日 }	18日 ふれバト委員会
7	7日 P T A会費集計 10日 学校応援団運営 14日 P T A会費集計 18日 第一回地区長会 21日 P T A活動だより第一号発行	11日 単P会長会
8	1日 第一回運営委員会 4日 学校応援団運営委員会	29日 単P会長会
9	2日 ひるえび 14日 家庭教育学級研修 19日 第2回運営委員会、除草作業 23日 令和2年度臨時総会の書面開催 29日 トイレ掃除	2日 ふれバト委員会 12日 コミセン運営委員会 19日 青健連 事務局会議
10	6日 運動会準備 13日 運動会 14日 ひるえび 21日 ひるえび 27日 トイレ掃除	17日 青健連事務局会議
11	4日 P T A活動だより 第2号発行 10日 } 17日 } 来年度活動の準備 24日 } トイレ掃除	14日 単P会長会
12	1日 中間会計監査報告 8日 } 15日 } 来年度活動の準備 (立哨場所の見直し) 22日 }	16日 ふれバト委員会 19日 青健連事務局会議
1	9日 } 12日 } 来年度活動の準備 (予算) 26日 }	9日 単P会長会
2	2日 } 来年度活動の準備 (引継ぎ) 9日 } 16日 } 22日 } 20日 ヒアリング	
3	6日 常任委員会 9日 P T A活動だより 第3号発行 2日 } 9日 } 来年度の準備 (引継ぎ) 15日 } 23日 }	6日 単P会長会

令和2年度 年間活動報告書

校外指導委員会

委員長: 中山 和美

副委員長: 飯田 ひさえ

月	日	活 動 内 容
2	8	新旧地区委員会
	22	ヒアリング
7	18	地区長会(印刷会)
8	1	運営委員会
	3	校外だより(No1 立哨実地訓練について)
	29	第一回校外指導委員会(こども110番の家点検について)
	30	こども110番プレート点検(8/30~9/28)
9	19	PTA除草作業
	"	運営委員会
10	13	運動会 張り紙設置撤去 校庭外フェンス周りパトロール
	19	トレイ掃除
	21	トイレ掃除
12	1	新旧地区委員の届出用紙提出
2	8	立哨日程表作製
	20	ヒアリング
3	6	常任委員会
4	10	新旧運営委員会

令和2年度 年間活動報告書

広報委員会

委員長：越川 かすみ 副委員長：塩沢 利枝子

活動日		活動内容
2月	8日	新旧地区委員引継ぎ
	22日	ヒアリング
8月	1日	運営委員会 参加、防犯ファイル作成
9月	12日	第145号広報ミーティング（顔合わせ）
	19日	除草作業、運営委員会 出席
10月	3日	第145号広報ミーティング（運動会撮影分担決め）
	13日	【写真撮影】運動会
	17日	第145号広報ミーティング（4～8ページ）
11月	2日	第145号広報ミーティング（1～3ページ）
	5日	【写真撮影】PTA トイレ清掃
	6日	第145号広報ミーティング（全ページ）
	21日	第145号広報ミーティング、印刷業者へデータ作成依頼（4～8ページ）
	28日	印刷業者へデータ作成依頼（1～3ページ）
12月	5日	広報誌 業者より初版受け取り
	16日	広報誌 学校・本部へ校閲依頼（初版）
	23日	広報誌 学校・本部より校閲返却（初版）
	24日	印刷業者へデータ修正依頼、業者より2版受け取り
	26日	印刷業者へデータ修正依頼
	28日	広報誌 業者より3版受け取り
1月	12日	広報誌 学校・本部へ校閲依頼（3版）
	16日	広報誌 学校・本部より校閲返却（3版）
	16日	広報誌入稿
	25日	広報誌 受け取り
	27日	印刷料金 支払い
2月	2日	広報誌配布事前準備
	20日	ヒアリング
3月	6日	常任委員会
4月	10日	新旧運営委員会

令和2年度 年間活動報告書

成人委員会

委員長 小川 佳子

副委員長 郷原 貴子

月	日	活 動 内 容
2	8 22	新旧地区委員会 ヒアリング
4		
5		
6		
7		
8	1	運営委員会
9	14 19 "	市PTA指導者研修会参加 除草作業 運営委員会
10	6 " 10 13	トイレ清掃 トイレ清掃 運動会雨天延期 運動会手伝い・片付け
11	5 17 19	トイレ清掃 トイレ清掃 トイレ清掃
12	15 24	トイレ清掃 休止 トイレ清掃 休止
1	7 19 21	トイレ清掃 休止 トイレ清掃 休止 トイレ清掃 休止
2	20	ヒアリング
3	6	常任委員会
4	10	新旧運営委員会

令和 2 年度 年間活動報告

学年代表

委員会

委員長：石井 美香

副委員長：内田 順子

令和 3 年 2 月 1 日現在

月	活 動 内 容
4	11 日 新旧運営委員会（新旧正副）
5	
6	
7	
8	1 日 第 1 回運営委員会（正副） 24 日 除草作業打ち合わせ（正副）
9	18 日 除草作業前日準備（正副） 19 日 除草作業（全員。雨天予備日 9/26） 第 2 回運営委員会（正副）
10	10 日 運動会手伝い（全員。駐輪場誘導・来場者チェック） 27 日 29 日 トイレ掃除
11	9 日 11 日 27 日 トイレ掃除
12	
1	16 日 第 6 回学年委員会（反省、まとめ）
2	20 日 ヒアリング（正副）
3	6 日 常任委員会（学年代表委員）
4	10 日 新旧運営委員会（新旧正副）

令和 2 年度 中新田小学校事業報告

月	日	主な事業内容
4	6 7	1 学期始業式・着任式 入学式
5		臨時休業
6	1 15	分散登校開始 通常登校開始
7		
8	31	学校へ行こう週間
9	1～4 6・7 9・10 18 19 23	学校へ行こう週間 野外教育活動（5年生） 修学旅行（6年生） 1 学期終業式 除草作業 2 学期始業式
10	13 15 20 21 22 30	運動会 遠足（4年生） 遠足（2年生） 遠足（1年生） 遠足（3年生） 個別教育相談
11	2, 4, 5, 6	個別教育相談
12	24	2 学期終業式
1	6	3 学期始業式
2	3 14	開校記念日 授業参観・懇談会（ひまわり級）
3	19 25	卒業証書授与式 修了式・離任式

令和2年度中新田小学校PTA決算書

①一般会計

会計期間: 令和2年4月1日～令和3年3月31日

<収入の部>

	項目	今年度予算額(a)	決算額(b)	増減(b-a)	備考
1. 会費	1. PTA会費	890,400	752,600	▲ 137,800	367世帯、0転出、12転入
2. 雑収入	1. 雑収入	0	8	8	利息
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	626,869	626,869	0	
	合計	1,517,269	1,379,477	▲ 137,792	

<支出の部>

	項目	今年度予算額(a)	決算額(b)	増減(a-b)	備考
1. 会議費	1. 総会費	20,000	0	20,000	総会諸費用
	2. 役員会費	30,000	22,362	7,638	役員会
	3. 指名委員会費	8,000	8,107	▲ 107	
	小計	58,000	30,469	27,531	
2. 事務費	1. 消耗品費	120,000	101,595	18,405	校内印刷料6万円
	2. 備品費	30,000	8,850	21,150	
	3. 旅費、通信費	50,000	17,660	32,340	交通費、通信費
	4. 慶弔費、交際費	25,000	0	25,000	
	5. 卒業記念品費	55,000	51,000	4,000	
	6. 活動保険費	38,000	37,103	897	世帯数×100円
	7. 離退職者費	20,000	20,000	0	離任式花束
	8. 雑費	5,000	0	5,000	
	小計	343,000	236,208	106,792	
3. 分担金	1. 分担金	25,000	25,307	▲ 307	県P連(海老名市PTA連絡協議会)会費
	2. 負担金	70,000	0	70,000	県P大会、市P連合会への参加費等
	小計	95,000	25,307	69,693	
4. 活動費	1. 校外指導委員会	30,000	14,511	15,489	
	2. 成人委員会	10,000	2,527	7,473	
	3. 広報委員会	150,000	120,840	29,160	広報紙印刷代等
	4. 学年委員会	25,000	9,379	15,621	除草作業飲料等
	5. なか小もちっ子ひろ場	100,000	45,875	54,125	折り紙(低学年)、ノート(高学年)
	6. 地区会開催費	34,900	220	34,680	世帯数×100円
	7. 地域活動費	40,000	0	40,000	
	8. 行事等援助費	60,000	29,260	30,740	新入生準備費
	小計	449,900	222,612	227,288	
5. 繰出金	1. 特別会計繰り出し	50,000	50,000	0	周年行事費用積み立て
6. 予備費	1. 予備費	521,369	205,874	315,495	花束、ピアノの脚、校旗 R3(50周年)に充てる為
	合計	1,517,269	770,470	746,799	

令和2年度 収支総合計	収入	支出	残高	備考
	1,379,477	770,470	609,007	残高は次年度に繰り越し

②特別会計

<収入の部>

項目	今年度予算額(a)	決算額(b)	増減(b-a)	備考
繰越金	1,240,778	1,240,778	0	
繰入金	50,000	50,000	0	一般会計より
雑収入	0	12	12	利息等
合計	1,290,778	1,290,790	12	

<支出の部>

項目	今年度予算額(a)	決算額(b)	増減(a-b)	備考
合計	0	0	0	

令和2年度 収支総合計	収入	支出	残高	備考
	1,290,790	0	1,290,790	

以上、報告いたします。

会計

会計(学校)

令和 年度収支決算を監査したところ、正確適正であることを認めます。

令和 年 月 日 会計監査

会計監査

令和3年度 中新田小学校PTA事業計画（案）

本 部	成人委員会	広報委員会	校外指導委員会	他の委員会など
<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 定期総会 ・運営委員会 ・常任委員会 ・地区長会 ・なか小もちっ子ひろ場統括 ・子ども 110 番の家統括 ・ひるえび補助 ・祭礼・盆踊り夜間パトロール ・夏休みふれあいパトロール ・活動だより発行 ・期末会計監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級（年2回） ・除草作業統括 ・なか小もちっ子ひろ場催事 ・活動だより発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌発行（年2回） ・なか小もちっ子ひろ場催事 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区長会 ・地区名簿 ・地区会開催・地区課題懇談 ・ふれあいパトロール・立哨当番表作成 ・通学路改善要望申請 ・立哨統括 <ul style="list-style-type: none"> ・立哨表作成とりまとめ ・実施訓練 ・危険箇所点検 ・祭礼・盆踊り夜間パトロール ・夏休みふれあいパトロール ・子ども 110 番の家点検 ・なか小もちっ子ひろ場催事 ・活動だより発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●指名委員会 ・新年度役員候補者の選出 および依頼 ●会計監査委員 ・期末会計監査
委員長	西尾 彩	貫井 悠子	波多野 恵美	
副委員長	渡部 典子	熱海 真理子	松本 祐子	

◎ 中新田小学校区ふれあいパトロール委員会、海西中学校区小・中学校PTA連絡会、海老名市教育委員会、海老名市PTA連絡協議会(市P連)、神奈川県PTA協議会、青少年健全育成連絡協議会(青健連)などが主催する活動に参加し協力する。

◎ 給食物資選定委員1名、学校保健委員6名を学年委員より選出する。

令和3年度中新田小学校PTA予算書(案)

①一般会計

<収入の部>

	項目	今年度予算額	前年度予算額	増減(▲=減)	備考
1. 会費	1. PTA会費	921,600	890,400	31,200	@2400×384世帯(P:362世帯、T:22世帯)
2. 雑収入	1. 雑収入	0	0	0	利息等
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	609,007	635,481	▲26,474	
	合計	1,530,607	1,525,881	4,726	

<支出の部>

	項目	今年度予算額	前年度予算額	増減(▲=減)	備考
1. 会議費	1. 総会費	20,000	20,000	0	総会諸費用
	2. 役員会費	30,000	30,000	0	役員会、会計監査等
	3. 指名委員会費	8,000	8,000	0	
	小計	58,000	58,000	0	
2. 事務費	1. 消耗品費	120,000	120,000	0	校内印刷料6万円
	2. 備品費	180,000	30,000	150,000	PC周辺機器
	3. 旅費、通信費	50,000	50,000	0	交通費、通信費
	4. 慶弔費	25,000	25,000	0	
	5. 卒業記念品費	55,000	55,000	0	卒業記念品
	6. 活動保険費	41,600	38,000	3,600	@100円×世帯数(P・T)+手数料
	7. 離退職者費	20,000	20,000	0	離任式諸費用
	8. 雑費	5,000	5,000	0	
	小計	496,600	343,000	153,600	
3. 分担金	1. 分担金	25,000	25,000	0	市P連(海老名市PTA連絡協議会)会費
	2. 負担金	70,000	70,000	0	県P大会・市P連会合への参加費等
	小計	95,000	95,000	0	
4. 活動費	1. 校外指導委員会	30,000	30,000	0	お茶代(夏休みパト)、立哨用備品代等
	2. 成人委員会	15,000	10,000	5,000	
	3. 広報委員会	170,000	150,000	20,000	広報誌印刷代等
	4. 学年委員会	0	25,000	▲25,000	
	5. なか小もちっ子ひろ場	50,000	100,000	▲50,000	
	6. 地区会開催費	39,000	34,900	4,100	@100円×世帯数(Pのみ)
	7. 地域活動費	40,000	40,000	0	ふれあいパトロール
	8. 行事等援助費	60,000	60,000	0	
	小計	404,000	449,900	▲45,900	
5. 繰出金	1. 特別会計繰り出し	300,000	50,000	250,000	周年行事費用積み立て
6. 予備費	1. 予備費	177,007	529,981	▲352,974	R3(50周年)に充てる為
	合計	1,530,607	1,525,881	4,726	

②特別会計

<収入の部>

	項目	今年度予算額	前年度予算額	増減(▲=減)	備考
	繰越金	1,240,778	1,240,772	6	
	繰入金	300,000	50,000	250,000	一般会計から
	雑収入	0	0	0	利息等
	合計	1,540,778	1,290,772	250,006	

<支出の部>

	項目	今年度予算額	前年度予算額	増減(▲=減)	備考
	周年行事費用(50周年以降)	1,540,778	1,290,772	250,006	
	合計	1,540,778	1,290,772	250,006	

海老名市立中新田小学校PTA規約

第1章 名称および事務局

第1条 この会は、海老名市立中新田小学校PTAという。

第2条 この会は、事務局を中新田小学校（所在地：海老名市中新田1-15-1）に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教員とが協力して家庭と学校と社会における児童青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるための次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教員となるために努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童青少年の生活を指導する。
- (3) 児童青少年の環境をよくする。
- (4) 公教育費を充実することに努める。
- (5) 国際理解に努める。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会または他の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事その他管理に干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 中新田小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- (2) 中新田小学校の教職員。
- (3) この会の主旨に賛同する者。

但し、(3)に該当するものの入会は運営委員会が決定する。

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、月額200円とする。但し、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利とを有する。

第9条 この会の会員は、海老名市PTA連絡協議会、神奈川県PTA協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

第5章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第14条 この会の役員は次のとおりである。

会長1名 ・ 副会長2名 ・ 書記3名以内（うち1名は教職員） ・ 会計2名（うち1名は教職員）

第15条 役員は、指名委員会が会員の中から候補者を推薦し、総会で承認を得る。

第16条 役員の任期は1年とする。但し、同じ役員の職については1回に限り再任は妨げない。

役員は引き続いて他の役員に選出されることができる。

但し、役員の職に居ることが連続し通算して4年を超えてはならない。

第17条 役員の職務は次のとおりである。

- (1) 会長は、この会を総括し、総会・運営委員会および常任委員会を招集し、運営委員会、常任委員会の議長となる。会長は、会計監査委員会の集会を除くすべての集会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、総会・常任委員会及び運営委員会の議事並びに重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行う。
- (4) 会計は、この会の一切の会計事務を処理し、総会において会計監査委員会の監査を経て決算を報告する。

第7章 会計監査委員

第18条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおき任期は1年とする。

第19条 会計監査委員は、指名委員会が会員中より指名した会計監査委員候補者を総会の同意を得て決定する。

第20条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第8章 指名委員会

第21条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときは、役員会計監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を置く。

第22条 指名委員会の委員の数と選出の方法は常任委員会で定める。

第23条 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第9章 総会

第24条 総会は、全会員を以て構成され、この会の最高決議機関である。

第25条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は4月に開催する。

臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第26条 総会は、会員の現在数の5分の1（委任状を含む）以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決定する。

第10章 委員

第28条 この会の委員の構成は次のとおりである。

(1) 地区委員

地区委員は、地区毎に1名以上会員中より互選された委員にして、常任委員会、分科委員会の委員となる。

(2) 学校委員

学校委員は、教職員全員よりなる委員にして常任委員会、分科委員会の委員となる。

第11章 運営委員会

第29条 運営委員会は、役員、分科委員会の委員長、副委員長および校長、教頭を以て構成する。

第30条 運営委員会の任務は次のとおりである。

(1) 役員、監査委員、常任委員、分科委員会の権限以外のこの会の運営に関する事務を処理し、

総会および常任委員会に提出する議案の調整ならびに議事日程の立案に当たる。

(2) 各分科委員会の年間計画を総合調整し、常任委員会に提出する。

第31条 運営委員会は、構成員の3分の1以上出席しなければ議事を議決することができない。

議事は、出席者の過半数で決定する。

第12章 常任委員会

第32条 総会に提出すべき議事につき緊急を要する場合には、常任委員会を以て総会に代えることができる。

但し、常任委員会は、議事を次期総会に報告し承認を求めなければならない。

第33条 常任委員会は、構成員の3分の1以上出席しなければ会議を開き議決することができない。

議事は、出席者の過半数で決める。

第13章 分科委員会および臨時委員会

第34条 分科委員会は、この会に必要な事項について調整、研究、立案に当たる。

第35条 分科委員会として次の委員会を置く。

成人委員会、広報委員会、校外指導委員会

第36条 各分科委員会の活動内容は次のとおりとする。

成人委員会

成人委員会は、学区内における社会教育の振興をはかり、会員相互の教養を高め交流を深めることに努める。

広報委員会

広報委員会は、広報誌などの発行を行なってPTAの活動状況並びに連絡事項等を全会員に広報し、会員相互の意志の交流を図るとともにPTA活動の成長発展に寄与する。

校外指導委員会

校外指導委員会は、児童の交通安全校外生活を学校および家庭と連絡しながら指導し、地域の教育環境を良くする事に協力する。

第37条 特別な事項について必要なときは、臨時委員会をもうける事ができる。臨時委員会の必要な事項は細則により定める。

第14章 個人情報の取り扱い

第38条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

第15章 改正

第39条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

但し、改正案は、総会の開催前に全会員に知らせておかなければならない。

細則

- 第1条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会が常任委員会の同意を得て定める。
- 第2条 会員または役員として務め、功労ありと認めた場合は、退任の際これを表彰することができる。
その他運営委員会が功労ありと認めた場合は、これを表彰することができる。
- 第3条 会員またはこの会に関係あるものの慶弔その他の事項に際して、慶弔の意を表すことができる。
- 第4条 運営委員会は、細則の制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。
- 第5条 地区委員より地区ごとに地区長を選出する。
地区長は、地区のまとめ役、連絡、また必要に応じて地区会議の開催等に当たる。
- 第6条 この会の会費の徴収は年1回にまとめて行ない、6月に徴収する。
- 第7条 指名委員は、本年度の運営委員および指名委員経験者を除いた、分科委員の中から選出する。
- 第8条 この会の運営に必要なとされる旅費については、別に定める。

1. 本規約は昭和47年4月1日から効力を発する。
2. 昭和48年 4月27日 規約の一部改正
3. 昭和51年 4月24日 規約の一部改正
4. 昭和53年 4月14日 細則第6条・第7条を追加
5. 昭和63年 4月16日 規約の一部改正 第4章第7条、第13章第36条
6. 平成 2年 4月21日 規約の一部改正 第4章第7条、第6章第14条
7. 平成 4年 4月18日 規約の一部改正 第10章第28条(1) 第13章第35条、第36条
8. 平成 9年 4月19日 細則第8条を追加
9. 平成18年 4月17日 細則第9条を追加
10. 平成22年 4月26日 規約の一部改正 第6章第14条
11. 平成24年 4月25日 細則の一部改正 細則第7条
12. 平成28年 4月20日 規約の一部改正 第13章第36条
13. 平成30年10月20日 規約の一部改正 第10章第28条(2) 第13章第35条、第36条
14. 平成31年 4月24日 規約の一部改正 第14章第38条を繰り下げ第15章第39条とし、第14章第38条を追加
15. 令和 2年 10月 1日 規約の一部削除 第10章第28条、第13章35条、36条

中新田小学校PTA内規

(趣旨)

第1条 この内規は、中新田小学校PTA規約細則第4条及び第9条の規程に基づき、必要な事項を定める。

(慶弔等)

第2条 中新田小学校PTA会員またはこの会に関係ある者の慶弔等については、別表1のように定める。

(旅費)

第3条 中新田小学校PTA会員に対し、中新田小学校PTAの運営等に必要な旅費として、次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 中新田小学校区以外の海老名市内への旅行に対しては、200円とする。
- (2) 海老名市外への旅行に対し、公共交通機関を利用した場合は最も経済的な経路の実費相当額とし、それ以外の場合は200円とする。

附則

1. この内規は、平成18年4月17日より適用する。
2. 平成22年3月13日内規の一部改正 (慶弔等) 第2条別表1 平成22年4月26日総会報告後より適用する。

別表1

慶弔見舞金

対象者	葬儀	結婚・出産・病気見舞	火災
児童	香典 1万円 + 生花	なし	状況に応じて 本部役員、校長、教頭 で協議する
会員	香典 1万円		
教職員の配偶者	香典 5千円		
教職員の父母	弔電		
その他	本部役員、校長、教頭で協議する		

*会員とは、①「中新田小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者」及び、②「中新田小学校の教職員」を指す。
*生花手配…状況に応じて協議する。

海老名市立中新田小学校 P T A 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海老名市立中新田小学校 P T A (以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 保有個人情報 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの。または違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人 前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員 本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員 本会の運営委員会を構成する者(役員を含む)をいう。
- (6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(個人情報保護管理法)

第4条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

(個人情報の収集)

第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報(思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報)については取得しないものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(個人情報の利用の制限)

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当する時はこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部または一部を本会以外の者に委託する時は、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者への提供の制限等

(第三者への提供の制限)

第9条 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当する時はこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規程の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 保有個人データの開示、訂正・削除

(個人情報の開示請求)

第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面より通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、本会会長とする。
- 3 本会会長は、苦情対応の業務を運営委員に委任することができる。その場合は、あらかじめ運営委員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(漏えい時などの対応)

第14条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第15条 個人情報保護管理者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従事者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第16条 本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。

- 2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月25日から施行する。